商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型>IB 用

(2019年10月1日現在適用中)

	(2010年10月1日が圧週月刊		
1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型>IB用		
2. 販売対象	・法人および個人		
3. 期 間	・定型方式 1か月,2か月,3か月,6か月,1年 ・期日指定方式 1か月超2年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。		
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・1円以上・1円単位		
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
6. 利 息 (1) 適用金利	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には, 原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで 適用します。		
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は20.315%(国税15.315%,地方税5%)※の分離課 税,法人のお客様は総合課税となります。		
(5)金利情報の入手方 法	※ 2037 年 12 月 31 日までの適用となります。・金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問合せください。		
7. 手数料			
8. 付加できる特約事項	・個人のお客様はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の 取扱いができます。		
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。ただし、下記の算式により算出した利率は解約日における普通貯金利率を下限とします。また、中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。 (1) 1年以下の定型方式および1か月超2年未満の期日指定方式・預入期間が6か月未満の場合解約日における普通貯金利率・預入期間が6か月以上1年未満の場合約定利率×50%・預入期間が1年以上2年未満の場合約定利率×70%		
10. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金の うち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件 を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険 により保護されます。		

	苦情処理措置およ う争解決措置の内容	苦情処理措置 紛争解決措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、リスク審査室(電話:099-258-5268)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 苦情等について納得のいく解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談所を通じ、弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所(電話番号:03-6837-1359)にお尋ねください。
12.	その他参考となる [・満期日以後 <i>の</i> 計算します。	O利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により